

参 考 資 料

(個 人 所 得 課 税 ④)

目

次

・ 申告所得税の所得種類別人員、所得金額、申告納税額（平成9年分）	1
・ 給与所得控除（イメージ図）	2
・ 公的年金等に係る課税（源泉徴収）の状況	3
・ 土地の譲渡所得の課税状況	4
・ 金融課税小委員会中間報告（抄）「所得課税に関する理論的な考え方」	5
・ 金融課税小委員会中間報告（抄）「総合課税と分離課税」	7
・ 損益通算の順序	8
・ ワンルームマンションを利用した例	9
・ パッシブ・アクティビティ（受動的活動）による損失の取扱いの国際比較	10
・ パッシブ・アクティビティ・ロス（受動的活動に係る損失）	11
・ 純損失の繰越控除制度の概要	12
・ 純損失の繰戻しによる還付の請求の概要（所得税）	13
・ 雑損控除等の概要（イメージ）	14
・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除 （いわゆる“エンジェル税制”）の概要	15
・ 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度	16
・ 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度（個人住民税）	17
・ 変動所得及び臨時所得の平均課税	18
・ 変動所得及び臨時所得の平均課税（具体的な税額計算の例）	19
・ 法定資料の種類	20
・ 青色申告者と白色申告者の記帳制度の対比	21
・ 主要先進国における記帳・帳簿等保存義務	22

申告所得税の所得種類別人員、所得金額、申告納税額（平成9年分）

区 分	人 員			所 得 金 額		申告納税額	
	主たるもの	従 たる も の				(主たるもの)	
	人	外	人	外	百万円	百万円	
事業所得	営業所得	2,066,862	48,094	200,663	66,675	6,705,932	441,507
	農業所得	158,484	70,131	535,027	41,597	726,065	27,330
	その他事業所得	600,983	10,490	129,790	11,100	3,372,642	377,986
	計	2,826,329	128,715	865,480	119,372	10,804,640	846,823
利子所得	737	-	11,730	-	8,935	333	
配当所得	4,145	-	406,135	-	438,456	21,325	
不動産所得	930,919	49,943	1,573,283	42,075	6,602,572	717,263	
給与所得	3,197,148	-	858,020	-	20,383,210	814,829	
総合譲渡所得	6,127	41,389	23,441	25,216	65,610	6,039	
一時所得	58,712	-	341,329	-	405,547	32,722	
雑所得	1,014,080	-	1,427,314	-	3,314,737	62,976	
(損益通算による差額)	-	-	-	66,389	34,396	-	
合 計	8,038,197	220,047	5,506,752	253,053	42,058,102	2,502,310	
分離短期譲渡所得	1,828	1,260	6,534	-	25,698	5,695	
分離長期譲渡所得	219,402	2,354	69,237	-	4,756,073	924,123	
株式等の譲渡所得等	7,855	-	13,331	-	348,490	66,300	
山林所得	2,429	47	5,840	-	19,094	1,435	
退職所得	1,998	-	2,865	-	37,274	1,464	
総 計	8,271,709	223,708	5,604,559	253,053	47,244,731	3,501,327	

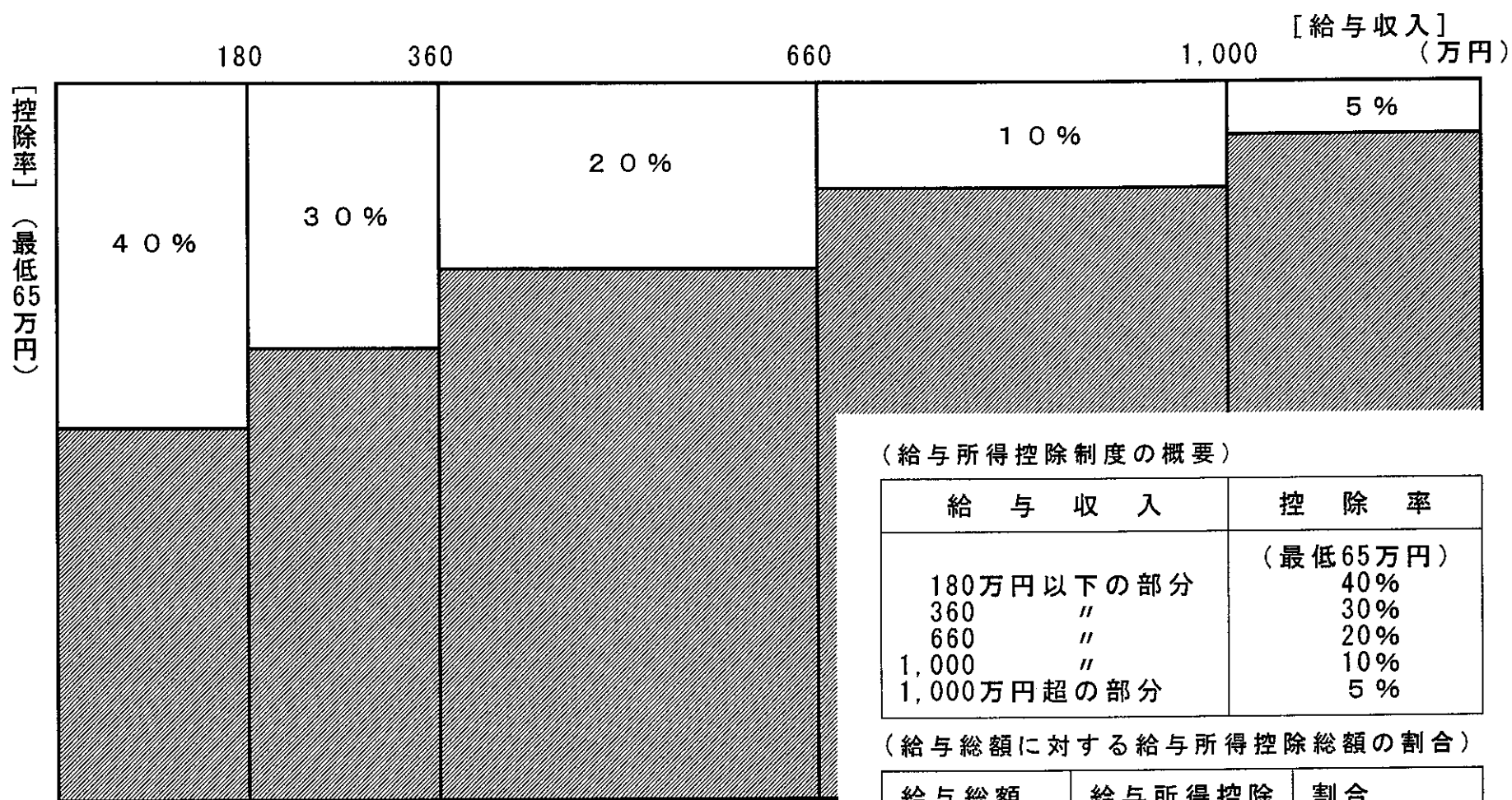
調査対象等：平成9年分の申告所得税の納税者について、平成10年3月31日現在の合計所得を所得の種類別に区分して、人員、所得金額の状況を示したものである。各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。なお、所得金額の合計額を掲げた。また、申告納税額（主たるもの）は、各種類の所得のうち「主たるもの」に該当した所得の種類に、その者に係る申告納税額を掲げた。

2 外書は、損失額のある者の人員及びその損失額を掲げた。

3 所得金額は、特後所得（特典控除後のこと）で、青色事業専従者給与等の青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の金額をいう。）で示されている。

(備考) 「国税庁統計年報書」（平成9年度版）による。

給与所得控除（イメージ図）



（給与所得控除制度の概要）

給与収入	控除率
（最低65万円）	
180万円以下の部分	40%
360 "	30%
660 "	20%
1,000 "	10%
1,000万円超の部分	5%

（給与総額に対する給与所得控除総額の割合）

給与総額 （A）	給与所得控除 総額 （B）	割合 （B / A）
235.7兆円	67.0兆円	28.4%

（備考 平成11年度予算（現行法）ベース）

公的年金等に係る課税（源泉徴収）の状況

公的年金等支払金額 33.2兆円	
諸控除により課税（源泉徴収）対象とならない部分 31.1兆円	対源泉と徴収する部分 2.1兆円
内 訳 ○ 公的年金等控除 ○ 基礎控除 ○ 配偶者控除 ○ 扶養控除 ○ 老年者控除 等	

- （注） 1. 「公的年金等支払金額」は、「国税庁統計年報書（8年度）（標本調査）」による。
2. 「源泉徴収の対象となる部分 2.1兆円」は、上記資料の源泉徴収税額（2,118億円）を10%（源泉徴収の際の税率）で割返して算出。
3. 「課税対象とならない部分 31.1兆円」は、「公的年金等支払金額 33.2兆円」から「源泉徴収の対象となる部分 2.1兆円」を差引いて算出。
4. 源泉徴収の対象とされた部分に係る税額については、確定（還付）申告により精算される。

（参考）8年度における年金等支給額（「社会保障統計年報」（総理府社会制度審議会事務局）による。）

- ・ 国民年金（老齢年金） 約 7.4兆円
- ・ 厚生年金（老齢年金） 約 14.5兆円

土地の譲渡所得の課税状況（9年分）

譲 渡 価 額 (22.6 兆円)		
取 得 費 ・ 譲 渡 費 用 (9.7 兆円)	譲 渡 益 (12.9 兆円)	
	特 別 控 除 等 (8.2 兆円)	課税譲渡所得 (4.7 兆円)
		軽減適用 (1.1 兆円) 一般適用 (3.6 兆円)

(備考) 主税局調べ

「二 金融関係税制の税制全体における位置づけ

（前略）

- 3 税制調査会においては、所得課税について、基本的にはすべての所得を合算し、それに累進税率を適用する総合課税論をベースに従来議論してきている。現実の税制においては、一定の金融所得について分離課税が導入されてきたが、その意義については、把握体制が十分でない下で実質的な公平を確保するための方策であると考えられてきている。

これに対して、資源配分の効率性と所得分配の公平性の観点を考慮し、最も経済的に合理的な課税体系を求める最適課税論からは、貯蓄が課税によって影響を受けやすいとの仮定の下で、金融所得については、分離課税を導入することが適当であるとされる。

（後略）」

「（参考3）金融関係税制に関する理論的な考え方

金融関係税制に関する理論的な考え方は次のとおりである。

- (1) すべての所得を合算し、それに累進税率を適用することが所得課税の前提であり、これにより課税の公平性が最大限確保できるといういわゆる包括的所得課税論からは、金融所得を勤労所得等と合算して累進税率を適用する総合課税が本来、最も望ましい課税方法とされる。

ただし、総合課税を適正・公平に執行するには所得の把握体制が十分に整備されることが前提であり、我が国の現実の制度の沿革を見ても、この考え方に完全に即した税制となっていたことはごく一時期を除いてはほとんど無い。

- (2) 上記の包括的所得課税論に対して、支出税論は変動する各年の所得ではなく、長期間に見て平均化された経済力に近似している消費支出を課税ベースとし、その上で、適切な資産課税を組み合わせるべきであるとの考え方であるが、この考え方を徹底すれば、金融所得については課税せず、それが消費（支出）された段階で課税すべきであることになる。

ただし、金融所得について課税しないとの考え方は、現行制度との乖離が大き過ぎ、また、収入から貯蓄を差し引くこと自体も執行上困難な点が指摘されており、現実的にも、この考え方にのっとった税制は諸外国にも見られない。

- (3) 最適課税論は、課税による負の誘因効果（ディスティーション）、所得分配効果、徴税コスト、リスクの存在といった点での所得の異質性に着目し、社会的厚生を最大化するような形で、異なる種類の所得に対する課税方法を求めようとする考え方である。

この考え方に立てば、所得を利子、配当、株式等譲渡益の金融所得と勤労所得とに大別した場合に、所得の特性を踏まえ、時々々の経済状況の下で税制に求められる種々の要請のどの観点を重視するかによって、両者をいかに課税するかは変わり得ることになり、両者を分離して課税することを積極的に評価する結論となる場合もあり得る。

例えば、資源配分の効率性の観点を重視した場合、仮に貯蓄が課税によって影響を受けやすいとすれば、勤労所得への課税よりも金融所得への課税を軽くすることが適当となる。他方、所得分配の公平性の観点を重視した場合、金融所得の格差が勤労所得の格差よりも大きいとすれば、勤労所得に対して金融所得より軽く課税することが適当となる。

最適課税論は、納税者の効用関数や社会厚生関数の置き方によって得られる結果が異なってくることから、現実の政策決定に用いるには難しい面があるが、適切な税制の在り方は様々な与件の下で変わり得るものであることを示唆している。

- (4) 勤労所得と資本所得に大別する最近の考え方として、近年、二元的所得税論が提起されている。これは、勤労所得に対して累進税率を適用する一方、資本所得には勤労所得よりも低い均一税率で課税し、グローバル化された今日、国際間の資本移動の中立性を確保するために、実質的な税負担を一定水準に収めようとする考え方である。この考え方は、勤労所得、資本所得それぞれの中では総合課税を目指す一方、勤労所得と資本所得との間ではその性格に応じて税率に差を設ける、先述の(1)と(3)を折衷する考え方を踏まえたものと言える。（注）

- (5) なお、上記の課税に関する理論的な考え方とは別に、法制度の執行を重視する立場からは、理論的に優れた税制でも適正な執行が困難であれば現実の制度としては機能しないため、税制の構築に当たっては、運用面を重視し、事務負担・費用にも勘案し、できるだけ簡素で実効性ある制度とすることが求められる。

（注）金融所得と資本所得

金融所得とは、金融資産から生じる所得のことを指す。金融所得のほか実物資産から生じる所得等を合わせたものが資本所得と定義されており、一般的には、勤労所得（労働所得）と対比されて使われている。」

金融課税小委員会中間報告（抄）（平成9年12月）

総合課税と分離課税

「（前略）

金融商品に対する所得課税については、そもそも総合課税、分離課税のいずれが適当かとの問題が基本となる。この問題は、

- ① 納税者番号制度の導入ないし資料情報制度の充実など所得把握のための執行体制の整備状況、
 - ② 前提となる所得課税の税率の累進度との関係、具体的には、最高税率が国・地方を含め65%である現状の下で総合課税化すれば、
 - ・ 垂直的公平は確保される一方、同じ金融商品について税引き後収益の納税者間の差異が生ずることによって中立性が損われないか、
 - ・ 海外や不表現資産への資金シフトといった経済への影響が予想されるのではないか、
 - ③ 所得課税の税率構造をフラット化していけば、総合課税と分離課税との実質的な差異は縮小するのではないか、
 - ④ 新たに申告が必要となる納税者の事務負担等をどう考えるか、
- などの点についての判断と関係してくるものであり、十分な検討が必要となる。

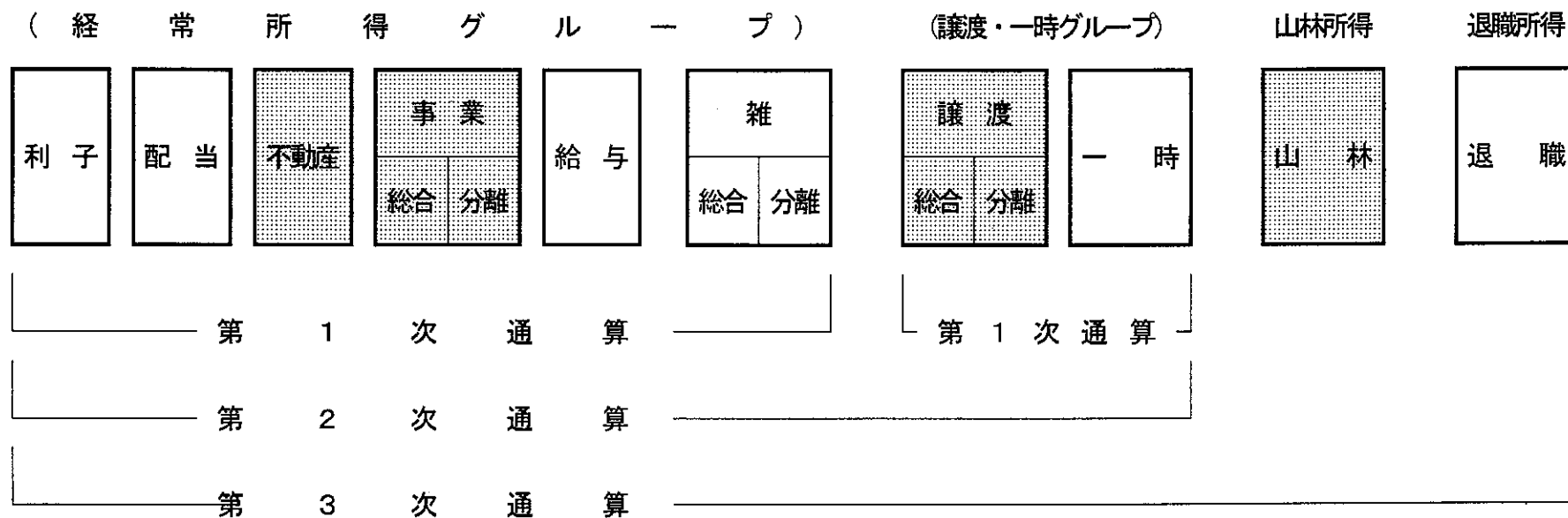
当小委員会においても、垂直的公平を重視する立場や、所得種類間で同一の扱いを行うことが望ましいとする立場から、利子、配当、株式等譲渡益に対し将来的には総合課税化を目指すことが適当であるとの意見があった一方、水平的公平を重視する立場や、最適課税論の立場から、むしろ分離課税を望ましい税制として評価する意見があった。

なお、総合課税を望ましいとする立場であっても、直ちに総合課税化することが難しい現状の下では、現行の分離課税の枠組みの中での適正化を図ることでその要請に応えようとする考えはあり得るところであり、例えば、株式等譲渡益の所得の性格や保有階層等に着目し、分離課税の枠組みの中で累進性を設けるといった選択肢は十分あり得よう。

いずれにしても、利子、配当、株式等譲渡益に対して総合課税を行うには、納税者番号制度の導入等の執行体制の格段の整備が前提となるので、今後、納税者番号制度の検討状況をも見ながら、金融関係税制の在り方にかかわる基本的問題として議論を続けていくことが適当である。

（後略）」

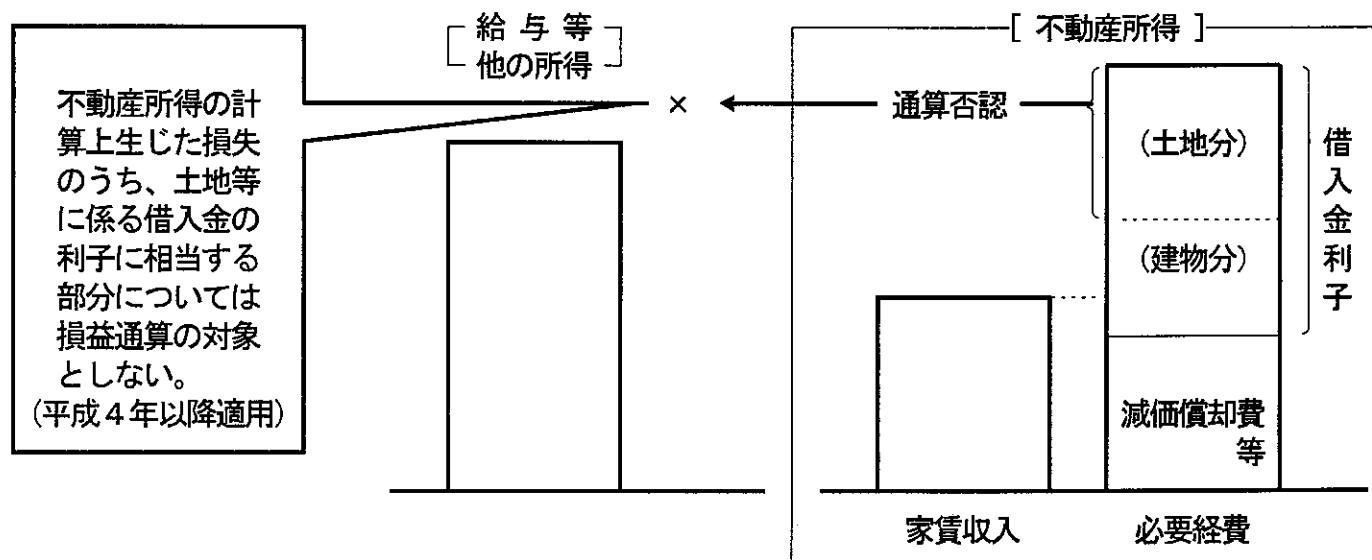
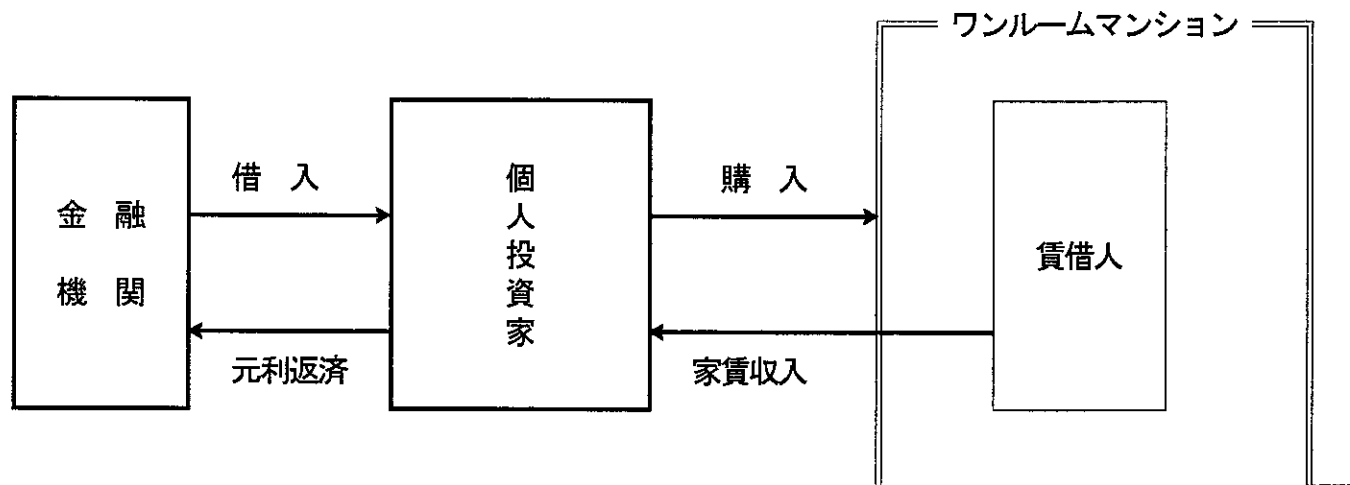
損 益 通 算 の 順 序



(注) 1.  で囲んだ所得は、その損失額を他の所得金額と通算できる所得である。

- 第2次通算で控除しきれない損失額は、まず山林所得の金額から控除し、なお控除しきれない損失額は退職所得から控除する。
- 山林所得の計算上生じた損失額は、まず経常所得グループの所得金額から控除し、なお控除しきれない損失額は譲渡所得の金額及び一時所得の金額から順次控除し、なお控除しきれない損失額は退職所得から控除する。
- 生活に通常必要でない資産についての所得の計算上生じた損失、非課税所得の金額の計算上生じた損失、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失については、損益通算の対象とされない。
- 不動産所得の計算上生じた損失額のうち、土地等の取得に係る借入金の利子の額に対応する部分の金額については、損益通算の対象とされない。
- 平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間にした土地の譲渡等については、分離課税の土地等に係る事業（雑）所得の区分は適用しない。

(参考) ワンルームマンションを利用した例



パッシブ・アクティビティ（受動的活動）による損失の取扱いの国際比較（未定稿）

ア メ リ カ	フ ラ ン ス
納税者が実質的に関与していない事業及び取引に係る損失（パッシブ・アクティビティ・ロス）は、受動的活動に係る所得とのみ相殺でき、他の所得からは控除できない。 （注）リミテッド・パートナーシップに係る損失は、パッシブ・アクティビティ・ロスに含まれる。 ポートフォリオに係る損失は、パッシブ・アクティビティ・ロスに含まれない。	商工業活動のうち、個人による直接的かつ継続的な参加がなされていない事業（非事業的商工業活動）に係る損失は、同年及び以後５年間の非事業的商工業所得とのみ相殺でき、他の所得からは控除できない。